



留学生活中のもしもを総合的にサポート

学研災ご加入の留学生の皆様へ

外国人留学生向け 学研災付帯学生生活総合保険

ご加入タイプ

		Aタイプ ^(※1)	Bタイプ ^(※1)	Cタイプ ^(※1)	Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ	Gタイプ	Hタイプ	Iタイプ
保険金額	1 個人賠償責任 ^(※2)	1事故 国内:1億円 限度 国外:1億円		対象外	1事故 国内:1億円 限度 国外:1億円		対象外	1事故 国内:1億円 限度 国外:1億円		対象外
	2 死亡・後遺障害 ^(※3) ケガ	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
	3 治療費用 ^(※4) ケガ	治療費用実費			対象外			対象外		
	治療費用 ^(※4) 病気									
	4 救援者費用	300万円	対象外	300万円	300万円	対象外	300万円	300万円	対象外	300万円
5 傷害定額 (入院日額 ^(※5) (通院日額))	対象外			対象外			入院日額 ^(※5) 5,000円 通院日額 3,000円			

保険料 (卒業までの一括払)	保険期間	1ヶ月まで	2ヶ月まで	3ヶ月まで	4ヶ月まで	5ヶ月まで	6ヶ月まで	7ヶ月まで	8ヶ月まで	9ヶ月まで	10ヶ月まで	11ヶ月まで	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	6年間	
		—	—	—	460円	390円	280円	2,240円	2,170円	2,060円									
		—	—	—	660円	560円	400円	3,170円	3,070円	2,910円									
		—	—	—	840円	710円	510円	4,060円	3,930円	3,730円									
		6,330円	6,170円	5,930円	1,030円	870円	630円	—	—	—									
		7,480円	7,300円	7,010円	1,210円	1,030円	740円	—	—	—									
		8,060円	7,860円	7,550円	1,310円	1,110円	800円	—	—	—									
		8,630円	8,420円	8,080円	1,400円	1,190円	850円	—	—	—									
		9,200円	8,970円	8,620円	1,490円	1,260円	910円	—	—	—									
		9,780円	9,540円	9,160円	1,590円	1,350円	970円	—	—	—									
		10,360円	10,110円	9,700円	1,680円	1,430円	1,020円	—	—	—									
		10,930円	10,660円	10,240円	1,770円	1,500円	1,080円	—	—	—									
		11,500円	11,220円	10,770円	1,860円	1,580円	1,130円	—	—	—									
	20,130円	19,640円	18,850円	3,260円	2,770円	1,980円	—	—	—										
	28,780円	28,070円	26,950円	4,680円	3,970円	2,850円	—	—	—										
	37,410円	36,490円	35,030円	6,080円	5,160円	3,700円	—	—	—										
	46,030円	44,900円	43,110円	7,470円	6,340円	4,550円	—	—	—										
	51,780円	50,510円	48,490円	8,400円	7,130円	5,110円	—	—	—										

(※1) 健康保険加入者のみご加入できます。(滞り期間3ヶ月以内で健康保険未加入の方は、D～Iタイプからお選びください。)

(※2) 情報機器内のデータ損壊は1事故 500万円限度となります。

(※3) 教育研究活動中の事故は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。

(※4) お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。

(※5) 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

上記保険料は、全国の保険の対象となる方の人数が10,000人以上の場合の割引率 [30%] が適用されています。

保険期間は、始期日の午前0時より、保険終期日の午後4時までとなります。

例) 6年間の場合 2023年4月1日午前0時より 2029年4月1日午後4時まで6年間

保険料は1月単位となっております。月の途中で留学が終了される場合でも、保険終期は毎月「1日」となります。

例1) 留学期間が、4月1日～5月31日の場合、保険期間は「4月1日～6月1日」で「2ヶ月」の保険料となります。

例2) 留学期間が、4月15日～5月31日の場合、保険期間は「4月15日～6月1日」で「2ヶ月」の保険料となります。

例3) 留学期間が、4月15日～5月15日の場合、保険期間は「4月15日～6月1日」で「2ヶ月」の保険料となります。

1年間を超える場合で、上記以外の保険期間となる場合には、個別にお問合せください。

本パンフレット記載のご加入タイプは、職種別Aに該当する方(継続的に職業に従事していない学生等)用です。

以下に該当する職業に継続的に従事している方は職種別Bとなり保険料が異なります。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。

(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡くださるようお願いいたします。)

「自動車運転者」「建設作業員」「農林業作業員」「漁業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」(以上6職種)

学生生活を幅広くサポートします！

1 個人賠償責任

自転車で行中、歩行者にぶつかってケガをさせたとき。

示談交渉サービス付き！

国内外で学生本人が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの（受託品）^{(*)1}を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）

- (*)1 携帯電話、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含まれません。
- ※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外となります。
- ※自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外となります。
- ※「示談交渉サービス」とは、被保険者である学生が、事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合に、被保険者の同意を得て、保険会社が被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービス。



2 死亡・後遺障害

万が一のときや後遺障害が残ったとき。

国内外で学生本人が急激かつ偶然な外来の事故で死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。（ただし、正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動（クラブ活動）中、学校施設内（寄宿舎を除く）の事故は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。）地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。



3 治療費用^{(*)1}^{(*)2}

学生本人が、ケガや病気で入院または通院したとき。

国内で学生本人がケガや病気で1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分^{(*)3}を保険金としてお支払いします。（歯科疾病治療のための通院、精神障害による入通院、痔核、裂肛等による入通院は除く。）地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

おすすめポイント

区分	自己負担金	負担
3	4,380	4,380
合計金額	消費税等	療費
別	円	円

● 通院一日目から補償

- (*)1 治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
初診日：2023/4/15のケース
60日を経過した日：2023/6/13
60日を経過した日の属する月の末日：2023/6/30
2023/4/15～2023/6/30の治療がお支払対象
- (*)2 保険期間の開始時前に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。（ただし、保険期間の開始日より2年（保険期間が1年以下の場合かつそれを更新した場合は「1年」）を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。）
- (*)3 自己負担分の詳細については、<補償の概要等>をご参照ください。



4 救援者費用等

学生が入院し、保護者が駆けつけたとき。

国内外で学生本人が保険期間中に住宅外において被ったケガ、または病気にかかり継続して3日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、交通費や宿泊料、捜索救助費用等をお支払いします。



5 入院保険^{(*)1}・手術保険^{(*)2}・通院保険^{(*)3}

学生本人が、ケガで入院または通院したとき。

学校管理下外で学生本人がケガをされ、入院、通院された場合に、入院・通院1日につき保険金日額をお支払いします。また、手術を受けられた場合も保険金をお支払いします。地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

- (*)1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払はできません。また、1事故について180日を限度とします。
- (*)2 事故の日から180日以内に受けた手術に限りです。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
- (*)3 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払はできません。また、1事故について90日を限度とします。



※選択できるタイプは学校によって異なります。詳しくは学校で配布されるパンフレットをご確認ください。

2024年4月作成 24TC-000982